

農業スポットワーク活用促進事業に係る連携事業者公募要項

1 概要

「農業スポットワーク活用促進事業（以下「本事業」という。）」は、東京の農業者がスポットワークを活用する環境を整えることで、労力確保等の課題解決を図るとともに、農業の関係人口を拡大し東京農業の持続的発展に寄与することを目的とする。

本事業を実施するにあたり東京都（以下「都」という。）は、都と連携して農業におけるスポットワークの活用促進に取り組むスポットワーク事業者（以下「連携事業者」という。）を公募・選定し、協定を締結する。

2 都との連携・役割分担

（1）協定の締結

都は、本事業に参加を希望する連携事業者1者を公募し、提案内容を「農業スポットワーク活用促進事業における協定締結事業者選定審査会」により審査し、採択する。

都は、採択した連携事業者と「農業スポットワーク活用促進事業に基づく包括連携に関する協定（以下「協定」という。）」を締結する。協定の内容は、別紙2「農業スポットワーク活用促進事業に基づく包括連携に関する協定書（案）」を参照すること。

（2）役割分担

都、連携事業者の役割分担は、以下を想定する。

（ア）説明会の開催

- ① 本事業では、東京都内の農業者に対して、スポットワーク活用の仕組み、効果、関係法令などの説明会を開催する。その際、連携事業者は講師役を担い、農業者向けの説明資料等を作成し、説明を行うとともに、農業者からの質問に回答する。
- ② ①の説明会は、都内14JAごとに年2回程度開催し、原則、対面での開催とする（島しょ地域を除く）。都内の島しょ地域での説明会は、大島、新島、三宅島、八丈島、小笠原の各島で年1回程度開催することとし、連携事業者はオンラインで説明を行うことも可能とする。
- ③ 都は、①の説明会の開催にあたり、日程の調整や会場の確保等の準備、参加者の募集等を行うため、都内JA等へ業務を委託する。
- ④ 連携事業者は、説明会の開催に向け、JA等関係機関と連携し、農業者への周知活動としてチラシ等を作成する。

（イ）相談対応

連携事業者は、協定の締結期間を通じて、都内の農業者やJA職員等からのスポットワークの仕組みや利用等に関する相談対応や質問に回答する体制を構築する。

（ウ）奨励金制度の実施

都は、農業者によるスポットワーク利用を促すため、初めてスポットワークを活用する農業者に対する奨励金制度の仕組みを構築する。

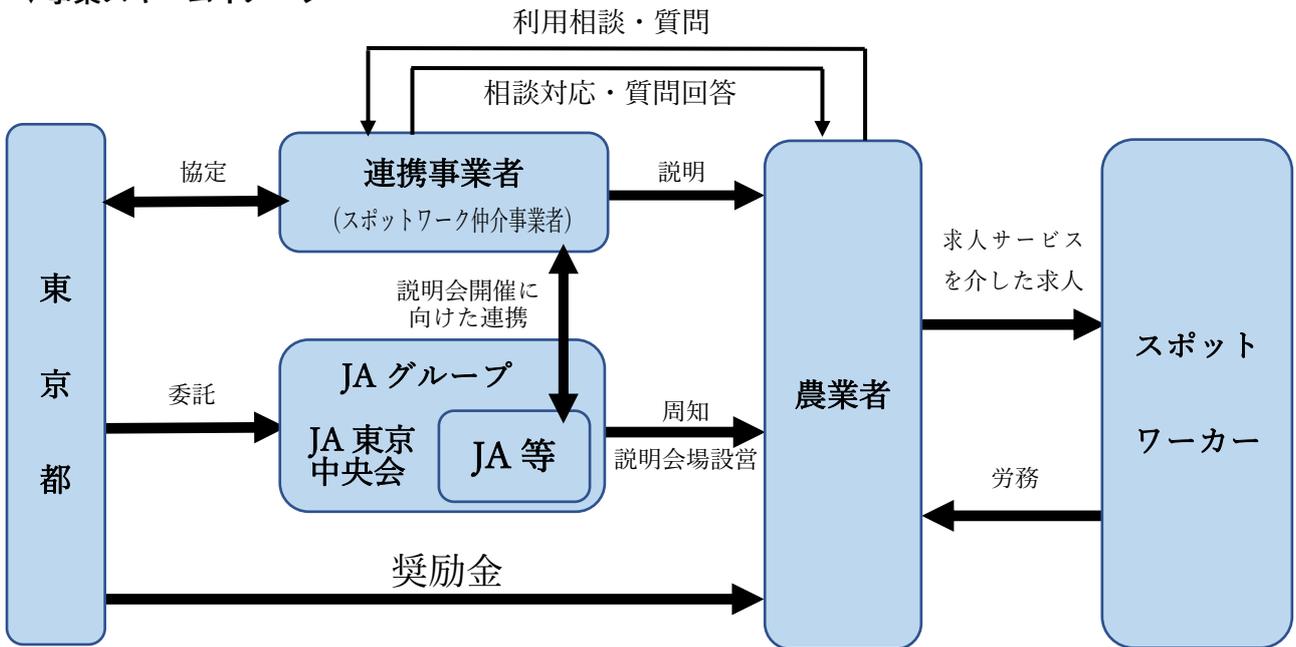
(エ) 事業の周知協力

連携事業者は、説明会の他に、東京都内の農業労働力の活性化を推進する方策を企画し、都に対して提案を行う。都が承諾した場合には、都と連携事業者は協力してその方策に取り組む。スポットワーカーに対して東京農業を紹介する仕組みづくりや、スポットワーカーが技能や心構えなどを事前に学ぶツールの作成等に協力する。

(3) 役割分担都の予算措置

連携事業者への予算措置は行わないものとする。なお、事業の実施については、本事業の令和8年度予算の議決を条件とする。

▼事業スキームイメージ



3 応募資格

以下の (ア) (イ) の全ての要件を満たす者を応募対象とする。

(ア) 次に掲げるすべてに該当すること。

- ① 現に情報通信技術を用いたプラットフォームによるスポットワーカーの求人サービスを運営している仲介事業者であること。
- ② スポットワークを活用する事業者側、応募するスポットワーカー側双方において、法令に則った運用が進むよう、厚生労働省からの周知内容に沿った法令順守の取組を行っていること。
- ③ スポットワークを活用する事業者とスポットワーカーのマッチング事業を実施し、農業や一次産業に係る求人のマッチング実績を有すること。
- ④ 日本国内に拠点を有していること。
- ⑤ 国、地方自治体、公益法人などと連携して、スポットワーク活用促進を目的とした事業を行った経験を有すること。
- ⑥ 農業または一次産業の求人に対応する専門の担当者を確保していること。

- ⑦ 本事業の目的を理解し、説明会の講師を派遣するなどの本事業の目的を達成できる体制を備えていること。

(イ) 次のいずれにも該当していないこと。

- ① 破産手続開始の申し立てがなされたこと、復権を得ないこと等により、安定的な事業実施に疑義が生じていること。
- ② 法人事業税等を滞納していること。
- ③ 公共の安全及び秩序を脅かすおそれのある行為を行い、又は将来において行うおそれがあること。
- ④ 所属・関連する法人その他団体又はその代表者、役員、使用人、従業者若しくは構成員に、暴力団（暴力団排除条例（平成 23 年条例 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）が含まれていること。また、実施事業に暴力団、暴力団員等が介入していること。
- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業、連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法を行うなど、公的事業の対象として社会通念上適切でないと判断されるものであること。
- ⑥ 政治活動、選挙活動、又は、宗教活動を目的とする法人であること。
- ⑦ 国、地方自治体、公益法人等が実施する補助事業や助成事業において、不正等の事故を起こしたことがあること。
- ⑧ 都からの指名停止措置を講じられていること。
- ⑨ 当該応募に係る協定を締結する能力を有しないこと。

4 公募概要

(1) 公募プロセス・スケジュール

項目	日程
募集開始	令和 8 年 3 月 30 日（月）
募集に関する質問受付期間	令和 8 年 3 月 30 日（月）から同年 4 月 8 日（水）正午まで
募集に関する質問回答	令和 8 年 4 月 8 日（水）17 時まで
企画提案参加申請書受付期間	令和 8 年 3 月 30 日（月）から同年 4 月 9 日（木）17 時まで
参加資格審査結果通知	令和 8 年 4 月 13 日（月）まで
企画提案書受付期間	令和 8 年 4 月 20 日（月）から同年 4 月 22 日（水）正午まで
審査会・プレゼンテーション	令和 8 年 4 月下旬
選定結果通知・連携事業者の決定	審査会の翌日を予定
協定締結	令和 8 年 5 月上旬から中旬（見込）
（参考）説明会の開催	令和 8 年 5 月下旬以降（見込）

(2) 質問及び回答

本事業及び公募内容について不明な点がある場合は、様式2「質問書」に必要事項を記入し、件名を【質問書】として、下記申込先へ電子メールにて提出することとし、担当者からのメールもしくは電話等による受理連絡をもって受付したものとみなす。また、電子メール以外での質問に対しては回答しない。なお、質問に対する回答は、公募要項等の修正とみなす。

- (ア) 受付期間 令和8年3月30日(月)から同年4月8日(水)正午まで
- (イ) 提出先 「7 連絡先」に記載のメールアドレス
- (ウ) 回答 質問事項をすべて取りまとめた回答を、令和8年4月8日(水)にHPへ掲載する。なお、質問者の業者名は公表しないものとする。

(3) 参加申請の提出

様式2「企画提案参加申請書」に必要事項を記入し、件名を【企画提案参加申請書】として、下記申込先へ電子メールにて提出することとし、担当者からのメールもしくは電話等による受理連絡をもって受付したものとみなす。

- (ア) 受付期間 令和8年3月30日(月)から同年4月9日(木)17時まで
- (イ) 提出先 「6 連絡先」に記載のメールアドレス
- (ウ) 提出書類 下表のとおり

(共通)

- 企画提案参加申請書(様式2) 1部
- 事業者概要(様式3) 1部
- 定款又はこれらに類するもの 1部
- 決算表(3年分) 1部
- 納税証明書(原本) 各1部(法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことの証明及び法人事業税、法人住民税を滞納していないことの証明、いずれも提出日前3か月以内に発行されたもの)
- 税申告書(写し) 1部(直近3年分の税務署の收受印のある税申告書の写し)
- 業務実績調書(様式4) 1部

(東京都入札参加資格受付票を有している場合)

- 東京都入札参加資格受付票の写し 1部

(東京都入札参加資格受付票を有していない場合)

- 法人登記簿謄本(原本) 1部(提出日前3か月以内に発行された履歴事項全部証明書)
- 法人の印鑑登録証明書(原本) 1部(提出日前3か月以内に発行されたもの)

- (エ) 結果通知 参加資格審査結果については、審査会の翌々日(土日および祝日を除く)までに、企画提案参加申請書に記載のメールアドレスへ送信する。

(4) 企画提案書の提出

別紙1「審査基準」の内容を踏まえ、下記の企画提案書類を日本語で作成し、提出すること。応募書類は、参加を辞退した場合も含め、理由の如何を問わず返却しない。また、応募書類は、東京都情報公開条例の規定に基づき、非公開情報に該当する部分を除き、公開される場合がある。

- (ア) 受付期間 令和8年4月20日(月)から同年4月22日(水)正午まで
- (イ) 提出先 「6 連絡先」に記載の場所
- (ウ) 提出方法 持参又は郵送(提出期限必着、簡易書留、レターパック等配達記録が残る方法で送付すること。)及び電子データ(データ形式はPDF、受付期間内に「7 連絡先」に記載のメールアドレスに送付すること。)
- (エ) 提出書類 下表のとおり

<input type="checkbox"/> 企画提案書提出届(様式5)	1部
<input type="checkbox"/> 企画提案書(様式6)	正本 1部、副本 6部

※副本には記名せず、事業者を特定できる箇所(提案者名・ロゴマーク等)にはマスキングの処理を行うこと。

(5) 審査の流れ

(ア) 審査方法

農業スポットワーク活用促進事業連携事業者選定審査会において、審査基準に基づき、企画提案書とプレゼンテーションの内容を審査する。なお、企画提案書の提出者が多数の場合は、プレゼンテーション審査の前に書類審査を実施する。

(イ) プレゼンテーション審査

参加者は、提出した企画提案書の内容に基づき、プレゼンテーション審査を行う。

日 時 令和8年4月下旬

場 所 東京都庁会議室(仮)

- 留意事項
- 開催時間・場所・発表形式については、企画提案書提出後に、別途通知する。
 - プレゼンテーションは、業務管理者及び業務担当者となる予定の者が日本語で行うこと。
 - プレゼンテーションは、事前に提出した企画提案書に基づいて実施することとし、追加資料等を用いることは認めない。

(ウ) 審査項目

審査項目は、以下のとおりとする。詳細は、別紙1「審査基準」を参照。

なお、審査については、採用最低基準を設定し、各審査項目について、審査員全員の評価点平均が、各項目に記載された配点の6割未満である場合は、不採択とする。

評価項目	評価の視点	配点
事業者の実績	・他の自治体と協定を締結した実績があるか ・農業分野で類似の業務や行事を行った実績があるか ・業務遂行能力の技術的裏付けがあるか	30
配置予定者の経験	・配置予定者は、説明会で説明した経験が豊富か	10
履行体制	・リスクを検討し、トラブルに対応できる体制がとられているか	10
企画立案	・事業の目的や内容を十分に理解し、東京農業の課題を的確に把握しているか ・課題解決のための解決策や、工夫があるか ・運営するプラットフォーム上や、各種 SNS などの媒体を通じて、東京都内の農業労働力の活性化を推進する方策が提案されているか ・提案を遂行する能力を有しているか	40
プレゼンテーション	・本事業の趣旨を十分に理解し、業務の実施に熱意があり、分かりやすく説明されているか	10
合計		100

(エ) 採択事業者の決定

農業スポットワーク活用促進事業連携事業者選定審査会による審査を踏まえ、合計得点の高い順に、協定締結の優先順位を決定するとともに、協定締結の優先順位第1位の事業者を協定締結候補者とし、協定締結に向けた協議を行う。

なお、当該事業者の辞退等の理由により協定が締結できない場合は、次順位者を協定締結候補者とする。

(オ) 審査結果の通知・結果の公表

審査結果は、参加者全員に対して速やかに書面又はメールで通知する。

なお、審査結果及び優先順位第1位事業者名について、後日 HP で公表する。

5 その他留意事項等

公募への参加にあたっては、以下に留意すること。

(ア) 参加表明書提出後における応募者の事由による本事業への参加辞退は原則不可であるが、やむを得ず参加を辞退する場合は、辞退届（様式7）を事前に電話連絡の上、郵送すること。

(イ) 応募書類の作成に要した経費は、全て参加者の負担とすること。

(ウ) 本件に関する資料を、本件提案以外の目的で使用することを禁止する。

- (エ) 応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。また、虚偽記載が協定締結候補者の決定後に明らかとなった場合、都はその決定を取り消すことがある。
- (オ) 協定締結候補者が正当な理由なくして協定等の締結に応じない場合、都は、その決定を取り消すことができる。
- (カ) 協定締結候補者は、協定の締結に向けて都に協力すること。また、農業スポットワーク活用促進事業連携事業者選定審査会の意見を踏まえ、都と協議のうえ、事業計画等を適宜修正すること。
- (キ) 事業の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (ク) 事故等が発生しないように安全面に十分な配慮を行った上で実施すること。事故等が発生した場合は、速やかに都及び関係機関等へ報告するとともに、運営事業者の責任において原状回復や賠償等を行うこと。
- (ケ) 必要に応じて事業内容の変更を検討すること。なお、変更に当たっては、都及び関係者と協議の上、決定すること。
- (コ) 本事業の成果検証等に当たり、調査に協力すること。また、事業で得られた情報や個人情報を除いたデータ等を必要に応じて提供すること。
- (サ) 採択決定は、応募時に提案された全ての内容の実施を保証するものではないこと。
- (シ) 事業実施期間中は、都の求めに応じ、必要な進捗報告を行うこと。
- (ス) 都に対し、事業の成果に関する報告を実施すること。
- (セ) 都がイベントを実施する場合は、都と協議の上、協力すること。
- (ソ) その他、本公募要領の記載事項に疑義が生じたとき、又は本公募要領に定めのない事項については、都と協議の上、決定すること。
- (タ) 協定締結候補者が、協定の締結までに、事業の履行が確実にないと認めるとき又は著しく社会的信用を損なう等により運営事業者として相応しくないと認められるときは、都はその決定を取り消し、協定等を締結しないことがあること。
- (チ) 参加者は、この募集要項等を熟読し、順守すること。
- (ツ) また、参加者は、協定締結候補者の決定後、公募内容について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない（不明な点がある場合は、必ず質問受付期間内に質問を行うこと。）。

6 連絡先

担 当 部 署	東京都 産業労働局 農林水産部 農業振興課 普及担当
住 所	〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 東京都庁第一本庁舎 21 階南側
メールアドレス	S0000487@section.metro.tokyo.jp
電 話 番 号	03-5000-7185

【別紙一覧】

- 別紙 1 審査基準
- 別紙 2 農業スポットワーク活用促進事業に基づく包括連携に関する協定書（案）

【様式一覧】

- 様式 1 質問書
- 様式 2 企画提案参加申込書
- 様式 3 事業者概要
- 様式 4 業務実績調書
- 様式 5 企画提案書提出届
- 様式 6 企画提案書
- 様式 7 辞退届

以上